

第十三回 参議院地方行政委員会會議録第六十九号

昭和二十七年七月二十五日(金曜日)午
前十一時四十九分開会

出席者は左の通り。

委員長 西郷吉之助君
理事 岩沢 忠恭君
中田 吉雄君
岩木 哲夫君

委員

石村 幸作君
高橋進太郎君
宮田 重文君
藤田 春次君
岡本 愛祐君
館 哲二君
若木 勝蔵君
原 虎一君
吉川末次郎君
岩男 仁蔵君

委員外議員

伊藤 修君

國務大臣

法務総裁 木村篤太郎君

政府委員

國家地方警 齋藤 昇君

事務局側

常任委員 福永与一郎君
会専門員 武井 群嗣君
会専門員 会専門員

○警察法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(西郷吉之助君) 只今より委員会を開会いたします。

本日は、警察法の一部を改正する法律案につきまして質疑を続行いたします。先般法務委員会との連合の際に、質疑されなかつた伊藤修君に御質問をお願いいたします。

○委員外議員(伊藤修君) 私は二、三質問を申し上げたいと思ひますが、その前提として、今日の日本の警察制度のあり方についてお伺ひしたいと思ひます。勿論この基本的な問題につきましては、当委員会の所管に属することであり、深くこれを追及するという意思は勿論持つておりません。ただ私がのちに質問を申し上げようとする点について、基本的な政府の考え方を伺つて置かなければならぬので、その便宜上お伺ひする次第であります。

第一にお伺ひしたいことは、現在の日本の警察機構を一体どう持つて行くか、この点であります。即ち自治体警察というものを基幹にいたしまして、日本の警察機構というものを打ち立てて行くのか、或いは國家警察というものを基幹にいたしまして、これを補充的に自治体警察を設けて行くのか、乃至は國家警察一本として行くのか、乃ち至は國家警察一本として行くのか、或いは二つの名称を持つてゐるといふことも、これを一つの主管の下に統率して、その全活動を容易ならしめようとして行くのか、この根本的な政府の考え方というものを伺ひして置きたいと思ひます。

法務総裁が常々仰せになるごとく、日本の今日の治安状態というものは、誠に案に耐えないものがある。これを今日においてこそ取締について確立しなくては、すべての日本の国策というものは、画餅に帰するといふことは申すまでもないことであると思ひます。従つて今日の警察制度のあり方というものは、この点において國家全体を左右すると言つても過言でない重大問題であると思ひます。して見ますれば、法務総裁は、この際この基本問題に対してどういうお考え方を持つていらつしやるか、又どういふふうなことを実行して行くかというお考えであるか、この点を先づ明確にして頂きたいと思ひます。

○國務大臣(木村篤太郎君) 警察機構のあり方でありまして、御承知の通り、現在の警察機構は、自治体警察と國警と二本建になつてゐることは申すまでもないと思ひます。従来の実績に鑑みまして、いろいろよい面もあるし、悪い面もあるものであります。今後これをどういふ形に持つて行くかという点については、よほど慎重に検討せねばならぬと私は考へておりますが、併し只今の段階におきましては、國警を主とするか、或いは自治体警察を主とするかという点で、ことに、或は二本建で以てお互に調整連絡を十分に保つて、警察の機能を發揮させたいと、こう考へております。いろいろ批判されるのでありまするが、これを國警一本の形にすれば

ばいいじやないか、警察能力はこれによつて十分に發揮できるのじやないかという議論も世上に現れておるのであります。併しこれを直ちに國警一本の形にするというようなことは、私は今考へるべきじやないと思ひております。自治体警察をできる限りやはり強力なものにして、國警と互いに手を携へて、そして日本の治安の確保に當らせたいと、こう考へております。

○委員外議員(伊藤修君) 第二にお伺ひしたいことは、申すまでもなく、日本の警察國家としてのあり方について、強く世界各國から批判を受けてまして、このたびの敗戦の結果、我々はこの警察機構の改革を余儀なくさせられる状態に置かれたのです。勿論このあり方に対しては、新憲法下においては正しい一つのあり方であらうと考へる。と申し上げることは、私が今更ここで贅言を費すまでもなく、警察組織の民主化、警察の地方分権化、警察の運営に對するところの民主化、こうした三大原則というものが基幹となして、今日の警察制度というものは打ち立てられておると考へられるのです。すべての警察制度、いわゆる国内全体の警察制度をもうした理想的なあり方になすべきは、あつたのが、當時のいろいろ政治的その他の事情におきまして、國民の欲する面におきましてはこれを設置し、然らざる面においては、國家警察を以て補うといふやうな二本建になつておるのであります。今直ちにこの二本建の可否を私はこ

職と言ふことと思ひますが、何分にも日本においては、アメリカのごとく国内の治安というものが十分に確保されてゐないものであります。申すまでもなく、現段階におきましては、相当憂慮すべき状態にありますので、これを十分に治安を確保するというところにつきましては、なか／＼困難なことであるのであります。是非とも我々は國警と地警が互いに相携へまして、そうして十分なる機能を發揮させて行きたいと考えておる次第であります。

○委員外議員(伊藤修君) 私は、アメリカにおけるところの治安確保の程度と、日本の警察制度によるところの治安確保の程度というものを比較した場合において、日本の警察官諸君の活動努力というのに対するところの結果を比較いたしましたれば、決して劣るものじやないと思ふのです。ただたまたま今日の日本の国内事情において、或る種の団体、或いは今日外国人と称せられるところの朝鮮人団体、これらの特殊の事情によるところの変動的な治安擾乱状態がもし出されておるといふところに、早急に治安対策を確立しなくちやならぬという特殊な事情が存在するわけです。一般論といたしましては、あえて私は、アメリカの警察制度に日本の警察制度の機能が効果、実力という点においては決して劣るものではないと思ふのです。然るに法務総裁が今日お考えになることは、そうした特殊な治安状態を処理しようというお考えの下に、一つの機構改革を企図される、これは考えの過程としては是認できるのです。併しその結果、先ほど前提にお伺ひいたしましたところの日本の今日の警察の民主化と

いうものを毀損して行くと、打砕いて行く、少くともこれに對して何らかの改革を来たすがごとき感を手えるということは、私は日本の警察制度の今後のあり方として、重大な問題ではなからうかと思ふのです。他の人の言を藉りて言ひますれば、これを橋頭堡にして、全警察制度の改革を来たすものであるという極端な言ひをする人もあります。法務総裁はさういふ惡意を以てお考えになつておるとは考えませんが、むしろ私はさういふやうな非難を受けるというよりは、警察制度の根本というものを第二義的にされまして、当面に接するところの治安確保ということに拘われ過ぎて、警察精神、警察の根本組織というのに対する考え方を私はゆるがせにしている結果ではないかと思ふのです。この改正案の全体を通過いたしました、そうした思想が如実に窺ひ知れるのです。これを誠に遺憾としまして、この点に對するところのお考え方を伺つておきたいのです。

○國務大臣(木村篤太郎君) 我々は、どこまでも警察の集中化といふことは慎まなければならぬと存するのであります。根本理念として、しばしば申し上げました通り、自治体警察と國警と二本建て、その調整連絡をうまくとつて行くべきだ、この思想は変わらぬ。ただ御承知の通り、現今の治安状態から見まして、どうすれば最もよくこの二つの組織を、機能を發揮せしめ得るかといふことについて、我々は十分に考慮を払わなければならぬ、こう考えております。そして差当り今度のこの警察法一部改正に當りまして、その間の十分なる調整をうまく取

つて行きたい、こういう次第であります。決して根本的に今の私の考え方を變更するものでも何でもないと、こゝう信ずるものであります。

○委員外議員(伊藤修君) 私は、賢明なる法務総裁としては、さういふあり方が正しいと思ふのです。又さうあるべきと信じておりました。併し不幸にいたしまして、法案から窺われるところの思想、考え方というものは、只今の法務総裁のお考え方を逸脱しておる、かように考えるのです。何となれば、この法案から窺ひ知れるものは、汲み取れるものは、中央集権化といふことが端的に我々にはこれから汲み取れるのです。これを私は危惧するものです。先ほど前提にお伺ひいたしましたごとく、日本の折角警察國家として汚名を拭い去つて、少くとも権力集中主義を排し、政府機關がこれを掌握いたしました、あらゆる面において利用活用して、今日の日本の不幸な結果に陥れしめた、さういふことを再び繰返したくないという考え方から、この警察機構を改革された。端的に申しますれば、過去におけるところの日本の警察制度といふものは、世界に冠たるものでした。その犯罪捜査その他においては……併し不幸にして、さうしたよい面もあつたけれども、他面においてはそれが政治的、或いはその他の結果、汚名をこうむつて、今日の改革に至つたわけです。然るに今度の改正というものが、再びさうした考え方の下に警察制度を持つて行こうといふことがこの改正案から窺われる。先ほど法務総裁に折角お考え方を申述べて頂いたのでありますけれども、この改正はさう

でなく、その考え方を私は逸脱して思ふのです。この点に對して、總体的な考え方として一つ伺つておきたいと思ひます。

○國務大臣(木村篤太郎君) 伊藤さんからお述べになられた通り、日本の警察の機能といふものは、私も実は世界に冠たるものであると考えております。警察官の努力といふものは、実に涙ぐましいものであるであります。ただ／＼仰せのごとく、従来ややとすると、この警察といふものは政治的に利用された。これは極めて歎かわしいことである。この点からいたしまして、現在の警察法は、さういふことのないやうにといふ十分なる考慮の上にでき上つたものと考えておるのであります。従ひまして今度の警察法一部改正におきまして、十分この点を考慮しておるのであります。決して警察力集中だとか、或いはこれを政治的に利用するやうなことはないものであります。(「自治体警察はさうだ」と呼ぶ者あり) ただ／＼この日本の治安の確保の上から見まして、最小限度必要な、一種の總理大臣に指示権を手えるといふことに過ぎないものであります。決して今御質問のやうな、これを政治的に利用するとかいふやうなことは断じてないと考えておるのであります。

○委員外議員(伊藤修君) 基本的な考え方といたしましては、私の考えておるところと、法務総裁の考えておるところとを併一すると思ふのです。ところが現実に出されたところの法案におきましては、これから指摘いたしましたごとく、そうした憂いが十分認められると思ふのです。若しさうであるとしたしますれば、法務総裁としては、

今の基本的な考え方に沿うべく、原案に對しまして考慮せられる用意があるかどうか、前提的に伺ひしておきたいと思ひます。

○國務大臣(木村篤太郎君) 私は、今度提案いたしました警察法一部改正の原案におきましては、今伊藤委員が指摘されましたやうな懸念は毛頭もないと確信しておる次第であります。

○委員外議員(伊藤修君) では法案につきまして先づ第一にお伺ひしたいのは、第十一條に對する改正であります。この改正によりますれば、「國家地方警察本部は、前項に規定する事務の外、第六十一條の二の規定による指示に關する事務を處理する。」と、こゝあるのであります。これは私がこゝで申すまでもなく、この六十一條の二の事務處理の機關として新しく認められたところのこの機關が、既存の國家地方警察の公安委員會に屬するところの機構であることは申すまでもないで、この機構は、本法によりまして、總理大臣から諮問を受けまされば、この機構は公安委員會を補佐いたしまして、國家地方警察の意見を總理に述べる立場にあるのです。然るに今度改正によりまして、この機構は總理大臣を補佐いたしまして、諮問をする機關ともなる。法務総裁も法曹家として、その間におけるところの法理的な解釈は、私がこゝで説明申し上げるまでもなく御承知のことと存しますが、およそ一個の機關で、述べるほうと、聞くほうと、指示するほうと、相反するところの機關を、同一の事項を同一の機關で取扱うといふことは考えられないのです。例えば一つの事務處理の場合におきまして、双方代理を禁止す

ることは御承知の通りです。微々たる私法上の取引関係においてすら、双方代理を禁止することは厳として存在する。若しこれに違反しますれば、刑罰の制裁を受ける。いわんやかような重大な国家事務を処理する場合におきまして、意見を述べざるはと、諸問するほうと、両者が同一の機関においてなされるということになりますれば、全く無意義なものであらうと思ひます。これ自体を一つ取上げまして、前提的に先ほどお伺いいたしました、即ち全警察制度をこの公安委員会に従来属するところの事務部局において掌握いたしました、その下に一切の活動が促されるという結果を招来することは当然である。先ずこの基本的な考え方の矛盾といふものに対して、如何に御説明があるのか、この点をお伺いしておきたいと思ひます。

○政府委員(斎藤昇君) 御意見の通り、意見を聞く総理大臣の補佐機関と同時に、それに対して意見を述べざる機関の事務部局が同一でありますことは、只今おつしやいますように、一見誠におかしいような感じをいたすのであります。この点は、別個に総理の補佐機関を設けますことによる煩わしさを避けるという意味も多分にあります。先ほど法務総裁からお述べになりましたように、これが総理大臣と国家公安委員会が常時連絡をとりつつ、円満に事務を処理するということとを前提にいたしますことが前提になつておられますのと、いま一つは、国家公安委員会の事務部局といたしまして、常時国家公安委員会の監督を受けている機関でありまして、この間に、総理大臣と国家公安委員会の間に

意見の齟齬を来さないといふためにも、むしろこのほうがよろしいと考へてゐるのであります。別に相反する二つの機関というようには考へないほうがよからうといふのが我々の考へ方でありまして、法務総裁もお述べになりましたように、本法案の提案の一番の趣旨は、内閣が警察の最終責任をとり得るということを目途にいたしてゐるのでありますから、従ひまして総理大臣が国家公安委員会に意見を聞かれつつ、国家全体にとつて重要な警察の或る種の事件を政府が責任のとり得るような形に置くといふのが趣旨であります。その際、実際面におきましては、国家公安委員会、そして総理との間にいつも相反する意見があるといふことを前提に我々は考へておらないのであります。

○委員外議員(伊藤修君) それでは第一に、今のあなたの御説明のいわゆる便宜である、煩わしさを排するのだといふ、そういう軽々しい考へ方の下にこうした基本の問題を考へるにすることは、それ自体が誤りだと思ふのです。それは、国家警察のみずからの分野において、みずからの仕事の容易になし得るという便宜論から来してゐるわけですね。他を顧みない、セクシヨナリズム的な考へ方の一つの現われだと思ふのです。私は、こうした大きな問題を、そんな易々たる理由によつてお考へをなされることは、非常な誤りじやないかと思ふのです。勿論それは理由にならぬと思ふのです。それから第二のお考へ方、即ち意見は異なる、又異なることを避けるんだ。このお考へ方は、私はよくない

と思ふのです。それは独善です。独善に通ずることです。独断に通ずることです。おおよそ各機関の責任者の衆智を集めて、以て総理大臣が正しいといふ意見を指示して、これを全警察に流すといふ場合が一番いいと思ふのです。又そのあるべきことが今日の民主主義的な警察運営の基本的考へ方じやないでしようか。それで私は前提に伺つてゐるのです。然るにあなたの今のお考へ方を以ていたしますれば、国家警察即総理大臣の考へ方です。若しそれを極端に押し進めれば、検事と判事を同一にして、昔のお奉行様にしたほうが容易に事は片附くといふことです。意見が相反しなければ結構だ。何を好んで国家の意思が一面においては原告方となり、一面においては裁判官となつて、そして事物を処理するといふ煩わしさを何のためにとるのですか。そういうことは少くとも独裁、独善、全体主義に相通する、今日においては到底容認できないことで、常識的にも申すまでもないことです。然るに今のようなお考へ方を以ていたしますれば、あらゆる国家機関というものは、一人の手に握ることが一番容易です。今日、基本的に今お伺ひいたしましたごとく、国家警察と自治体警察と二つの上に立つて、国家は治安を維持しようという責任の途を開くといふならば、おのずから他の考へ方があるはずで、両者を平等の上に置いて、その上に立つといふならば、これも一つの考へ方ですから、これは是非別問題として、そういう機構を持つて行くならば、そういう機構のあり方を正しいはつきりしたものになすべきである。二つの警察機構が存在する、その一つ

のほうにかたよつて、その責任者が即総理大臣、上に立つて命令指示をする、責任者の意思であるといふことになりまして、他の機関はこれに隷属することは言うを待たないです。六十一條の二の解釈の結果、運用の結果は、当然そうした結論に陥ること、解釈上私はあなたもお認めになつてゐるのです。その考へ方自体が、私が前提にお伺ひいたしました考へ方とはおおよそ相離ること甚だしい言わなくちやありません。だから私は、基本的に法務総裁の考へ方をお伺ひしたのです。だからあなたの考へ方自体は、法務総裁の先ほどの前提的にお伺ひした考へ方とは相矛盾するものがある。離るものがある。殊に一つの機関で、繰返すようでありますけれども、両者の立場をとるなどといふことは、かような不合理なこととは、又政治を不明朗になさしむることはあり得ないです。国民は納得いたしません、さうなことです。これはお考へが、余りに御自分の部局でお作りになつたから、こういうことにお考へになつたでしようけれども、若し他の機関によつて公正にこの立法をなさつた場合においては、さうなことは容易に考へられないことです。立法論としてもこれは非常に邪道です。如何ですか。

○政府委員(斎藤昇君) 先ほどお答えいたしました点は更に繰返しません。が、更にお考へを頂きたいと存じます。そのは、この六十一條の二の規定によりまする指示は、六十二條に、国家非常事態の場合の警察の一元統制の規定があるのでございまして、かような非常事態に立入る前の状態、又は非常事態に立入らせないための措置といふことが主でありまして、通常の状態における場合を考へてゐるのではないのであります。従ひまして国家非常事態の際におきましては、この国家地方警察本部が総理の指示によりまして、全警察を統制する組織になつてゐる。その直前、或いはそれにならせないための措置といふことは、これは非常事態の際のいづれな計画、事前の計画、非常事態におけるときの運営といふものと、その以前とがやはり一体でなければならぬといふ、そういう点から考へますといふことは、非常事態が設けられましたといふことは、総理大臣の補佐機関が全く變つてしまふといふことは、事務の運行上も面白くない、かように考へるのであります。

○委員外議員(伊藤修君) 私は、六十一條の二の具体的運営の内容については後に質問します。今の説明を以て基本を變えるわけには行かないのです。私の質問に対する御答弁にはならないです。私の質問いたしてゐるのは、基本的なお打ち立て方、組立て方といつたしましては邪道である、間違つてゐるということをお上げ、おおよそ法理觀念に相反するところの組立て方だ、こう言ふのです。国家非常事態の場合におきまして、第一線の有識能力の士を帷幄に置いて、總体的な指導、命令、行動を開始しようとする場合において、むしろさうした人を帷幄に置いて、これを司るところの、たとへば僅かな人員にいたしまして、別個な事務部局、或いはこれを処理するところの職責のあるところの機関を設けて、この下に総理大臣は君臨して、この新しい六十一條の二の場合、或いは現

行法の六十二条の場合、もつと広く考へますならば、刑事訴訟法の百九十三条の場合、そういう場合をも含めた、およそすべての広範囲の治安確保の目的を達する場合におけるところの機関としてこれを設けて、その下に国家地方警察も自治体警察も検察庁も一丸となつて、日本全国民のために、日本国家のために治安の確保を図る。こうした根本的な考え方を打出して来なくちやならんと思ふのです。そうでなくして、かような十一條の改正のごときを以ていたしまして、目前のごときに汲々としたしまして、根本の考え方というものは、非常に立論論として、大きな誤りをここに犯して、而もその結果はどうかと言ひますれば、事實上の総理大臣、そうしてそれに直結する者が国家地方警察長官、その下に全国の五百になん／＼とすると、その自治体警察といふものが包含されて活動するといふことになつて来るのです。治安といふ一つの面から考えますれば、或いはそれも一つのあり方だと言ふことが出来るであらう。併しこれが他の面に利用されるということをお我々に考へなければならん。過去における日本の歴史といふものはすべてそれなんだ。連合国から強い非難を受けたのもそれであるであります。今日の法務総裁の場合において、それがなし得ると思へられない。併しそうした制度がありますれば、後に来るところの政治家、後に来るところの権力者、こうした者がその法律を利用いたしますれば、これを政治の面に利用することは容易になし得るのです。又選挙に対する弾圧も容易になし得る。あらゆる面において、国家の意思をほしいますに

権力の下に引きずり去つて行くといふ、こういうあり方が十分可能であるといふことを指摘したいのであります。而もその弊害は、我々身を以て今日まで体験して来たのであります。それを何を好んで再びこの法律の下に繰返そうとするか。私は、あなたの考え方が、余りにもあなたの立場と国家地方警察といふ、こういう一元化といふのをこの法律の上にも立てようといふ、そういうお考えの方が意識的か、或いは無意識的か、少くともこの法律の上に現われてゐるというところは、遺憾に堪えないのであります。これは虚心の坦懐、政党政派を超越して、十分我々は考えなくちやならんと思ふのであります。重ねてその点に対する国警の御見解を伺つておきましよう。

○政府委員(斎藤昇君) 国家非常事態のこの警察法の規定は、只今の伊藤委員のお話によりますと、戒厳令の規定のようにおとりになつておられるのじやないかと考へるのであります。が、この警察法における国家非常事態宣言及びその場合の警察の運営は、必ずしも戒厳令のような内容を全然持つていないのであります。ただ普通の状態における警察のあり方において、即ち各地方の府県或いは市町村の公安委員会の管理の下において処理するので十分でないというような事態に、非常事態宣言を発しまして、そうして警察を一元的に統制をしてやるといふ規定なのであります。勿論かような際には、只今お述べになりましたような他の事態におきましても、相当な事柄がありましようから、いろ／＼なそういう事態に処するためのいろ／＼な機関なり、或いはスタッフといふものが

他にできるであらましようが、警察といたしましては、警察法によりまして、六十三条に明記してあります通り運営をせられるのであります。従ひまして基本的などの機関で扱われるのがいかというのをささめ、然るのちに如何なる仕事をさせるかといふことをきめるべきだとおつしやいまして、私はむしろ、何をやるのか、総理の指示は一体何であるか、どういふ場合にどういふ指示をするか、ということが、警察に対する内閣の責任を全うするゆゑなんだ、この点から私に考へて行くべきであらうと思ふのであります。従ひまして六十一條の二によりまして、如何なる場合にどういふ事柄を指示をするかということが必要であるかといふことを先ず考へて、その後に然らばどういふ機関が一番望ましいか、能率的であり、又経済的であるかといふことを考へるべきだと考へるのであります。

なおこの法案の立案と申しまするか、成文化をいたしましたり、或いは説明をいたしましたりいたしまするのには、我々政府委員でありますから、我々がいたしておりますが、この法案の骨子は、我々国家地方警察本部において作つたものでも、或いは提議をいたしましたものでもございせん。政府の主要なかた／＼がいろ／＼と御研究になつて骨子をおきめになり、我々はその命を受けてやつておるのであります。我田引水的にこの法案を作つたといふことには私には申上げたいと存じます。

○委員外議員(伊藤修君) それは最後の問題につきましては、成案化するのわゆる法律技術屋といふものは別でありましよう。併しその基本的な考え方打ち出したのは、あなたたちであることは申すまでもないのです。又あなたたちに諮問せずして、別個に端的に法律を作る筈がないと思ふ。それは是非は別問題としまして、少くともあなたたちの考え方が、この法案の全部をなしてゐるといつても過言じやないと思ふのであります。だから私はそれを指摘してゐる。ただ技術的に、この法律を作つたといふのは技術的に相違ないのでして、その問題は次にいたしまして、前の問題にかへりまして、十一條に対するところの是非を論ずるのには、仕事の内容において定むべきだといふお説である。然らば六十一條の二の内容をお伺ひいたします。いわゆる六十一條の二と六十二條の相違を伺ひいたします。そうして六十一條の二の内容について、如何なる範囲までこれが及ぶかをお伺ひしておきましよう。

○政府委員(斎藤昇君) 六十二條以下の非常事態宣言の発せられまするのには、警察が通常の形、即ち先ほど申しましたように、こいつた都道府県公安委員会或いは市町村公安委員会のそれぞれ責任の下において警察を運営するといふことでは賄えないというやうな事態に、非常事態宣言が発せられまして、総理の下にその区域内の警察が一体となつて行動するのであります。が、この場合には、都道府県公安委員会或いは市町村公安委員会といふものは、責任をその限りにおいて解除をされるのであります。併しながらさういふ事態はよほどの際でありません

と、なか／＼こゝろい異例な行ひ方はいたすべきではない、かように考へるのであります。従ひまして非常事態宣言を発して、都道府県、市町村の公安委員会の権限を一時限らせてしまふといふ、そういうやり方をしないで、それだけの公安委員会の責任において事務を処理させるのはあるけれども、併し一部地方に大きな災害があつた。或いは擾乱がある。又その虞れがある。そういうやうな場合、或いは国の立場から考へて、誠に容易ならん犯罪が行われる。その虞れがあるといふやうな際に必要な指示を、政府の責任において、こゝろいやうに処理をせられたいといふことをやはり言う必要が現実にあると、かように考へまして、さういふ際に必要な指示を発する。かように立案をいたしておるのであります。即ち特に六十一條の二におきましては、公安維持上特に必要があるとき、に、総理大臣が認められ、さういふに、その当該の事件の処理につきまして方針を示され、或いは事前に、かやうな場合にはこゝろいやうに処理をしたがよからうといふ指示をいたすといふのが建前になつておるのであります。如何なる指示であるかと申しますると、例えば大災害がある。或いは地方に先ほど挙げましたやうな非常事態が起つた、或いは起る虞れがあるといふときは、やはり事前に総理大臣に報告を行う。或いはさういふ際の警備の計画を事前にきめておく。重要な項目につきましてはこゝろいやうに警備の計画をきめて参りたいといふ指示もあり得ると考へるのであります。或いは又小さな自治体警察におきまして、

国家的に見て非常に重要な犯罪が起つたという場合には、その公安委員会に対して他の警察の応援をとつて、そして捜査を進めるようにという指示を出す必要がある場合も生じ得るかと思ひます。大体そのような程度に考えておるのであります。殊にこの指示のなされざる相手は、都道府県及び市町村の公安委員会でありまして、その公安委員会は、総理の指示に従わなければならない政治的の責任を負うと、かように考へます。併し総理大臣の指揮監督下にあり、又任命権を持つたその監督下にある機関ではありません。従ひまして先ほど来から御心配になつておられますようなこの指示を利用いたしまして、そして政治的に濫用を図るといふような、そういう指示は、この機構から考へても、事実にし得ないといふことに相成ると考へるのであります。

なお先ほどの御質問に対しても、私お答えをするのを一つ落しましたが、むしろ伊藤委員が御心配になられますように、この指示によつて、警察権が政治的に濫用されるということはどこまでも避ける必要があるわけでありまして、さういふ意味から申しましたが、私は国家公安委員会の常時管理監督下にある機関が総理大臣のスタッフになつて、というところが、むしろ総理の任命された別個の機関というよりはよろしいのではないかと。その点につきましては、私はさうに考へるのでございませう。

○委員外議員(伊藤修吉) 私のお尋ねをしておる点について明確を欠くのです。私のお尋ねをしておることは、逐条説明を再びここでお願いしようとは

思わぬのです。私のお伺ひするのには、六十一條の二と六十二條以下の国家非常事態との事柄の差異です。何を目的としておるのか、今御説明をお伺ひしておれば、六十一條の二の場合の事柄と、六十二條以下の国家非常事態の場合における事柄との差異が明確でないのです。何のために六十一條の二を置かなくちやならんか。国家非常事態の場合と異なつた必要性、即ち対象です。どこにその狙ひがあるのか、その区別をはつきりして頂きたい、こう申上げておるのであります。

○政府委員(斎藤昇君) 事柄の相違とおつしやいますのは、私わかりかねるのであります。先ほど申しますように、例えば福井で地震が起つた。あのときに非常事態宣言をしようかどうかという話もあつたのであります。併し非常事態宣言をすれば、福井の公安委員会或いはその隣接の公安委員会、府県の公安委員会は責任を解除されて、さうして大臣、国家警察本部長官、管区本部長官の線で警察が一元的に統制される。その間の治安の維持は、一切公安委員会を抜きにした機関で維持をせられるというに相成るのであります。福井の震災がありまして、そしてその周辺が非常に騒然として、それらの公安委員会が独立して責任を持つというのでは、とても間に合ふんといふことになれば、非常事態宣言を出さなければならぬと。それが、もう少しあの状態ではないかという際、悪いといふような場合には、その警備の計画はさういふようにして欲しい。

或いはどこからどの程度を応援をやつて、又どの警察をどの程度あそこへ応援をやつて、さうして公安委員会の管理の下で、通常の、非常事態宣言でない、ほんの公安委員会の管理下において、公安委員会の責任においてその治安の維持を図る。併しながらその治安の維持をするやり方につきまして、先ほど申しましたように、警備の計画をさういふようにして欲しいとか、或いは応援はさういふようにして欲しいとかいふことを場合によつたら言ふ必要があるといふのが六十一條の二でありまして、従ひまして事柄の相違、それから六十二條以下の場合には、あらゆる警察責任が内閣総理大臣になりますから、大きいと小さいとを取混ぜて、一切の責任が総理大臣ということになります。従つて総理大臣の指揮監督は、一切の警察の業務に及ぶわけでありまして、六十一條の二の場合にはさうではありません。公安維持上特に必要な事項についてだけ指示をするといふわけでありまして、それが限定をせられるわけでありまして、事柄は変わらぬと申上げたからよろしいのであります。さういふ意味におきましては、ただその運営のされ方、それから指示をする範囲、され方が非常に違ふことだと思ひます。指示をする範囲は、特に必要な事項に限つてだけするといふ点が相違であります。

○委員外議員(伊藤修吉) そういたしたと、結局国家非常事態宣言の場合においては、治安維持上その規模大なるものであるといふことが先づ一つ考へられる。それから一つは、事項を特定するといふことが考へられる。さういふ点において相違があるのだ、その他においてはその大小というだけ

であつて、その認定によつて非常事態宣言をするか、或いはそれに至らない程度であるという認定の下に第六十一條の二を発動するといふためにさういふものを設けた、さういふようなふうにとつてよろしいのですか。

○政府委員(斎藤昇君) その通りでございます。

○委員外議員(伊藤修吉) そういたしますと、その大小の認定ですね。これは御承知の通り、六十二條以下の非常事態宣言の場合におきましては、その及ぼすところが、先ほど御説明にありましたが、国家公安委員会その他の機関を一切停止せしめて、総理大臣の責任においてこれが運営されるということになります。結果、国民に及ぼすところの影響は重大であり、基本人權を制約することも又大であることは当然想像される。従つて国民の代表たるところの国会の承認を得る。若し承認を得られない場合には、これを廃止しなくちやならんといふように、厳格な、国の最高機関たるところの国会の監視の下にこれが遂行されるということをお伺ひすることは申すまでもない。然るに第六十一條の二の場合におきましては、あなたたちの、さう申しては失礼ですが、認定によつて、さうした非常事態宣言の場合において、国民了承の下にこれが行われるといふ事柄であるからわからないものにもかかわらず、六十一條の二の場合を適用したとして、国の最高機関の監視を免れるという結果をも想像される。さういふ点から考へまして、先ほど申しました十一條の機構というものが、あなたの考へと、総理大臣の考へ

といふものが一つの機関の下に行われる結果として、すべて、具体的に言へば、あなたの考へにかかつてしまふといふ結果を招来するではないでしようか。岡智を集めて、例えば検事総長、或いはあなたとか、自治体警察の首長であるとか、その他関係の人、法務總裁、さういふような練達堪能の士の意見を総合したとして、これは成るほど国家非常事態宣言をすべきである。これは六十一條の二によつて処理すべきものであるといふ限界というものが、一人の考へ方によつて行われる。或いはさうした有識な人の考へ方を総合して、総理大臣の過ちなき指揮命令というものが発せられる、さういふことが期待されんじやないですか。この点から考へまして、私は先の十一條の改正といふものは不合理である。運営の面から言つても不合理であるといふことが言へると思ひます。だからその先づ認定について、さういふような感れが十分あり得ると思ひます。この点についてはどうですか。

○政府委員(斎藤昇君) 先ほど申上げますように、六十二條はそれらの公安委員会を眠らせてしまふ。さうして一切止めてしまふといふあれでありますから、その場合には議会の承認を得るといふわけではございますが、六十一條の二の場合には、さうではなくして、公安委員会の責任の下に、総理から指示があつたといへども、責任の下においてやるわけでありまして、その点は私は非常に違ふと思ひます。その点、非常事態の宣言をするかしないかといふことは、これは総理の判断であらうと思ひます。その際には、いろいろなかたの意見も聞

かれるでありましようが、法律といったしましては、国家公安委員会の勧告によつて総理が宣言をされるということになつてゐるのであります。国家公安委員会が、六十一條の二の個別的な極く一部の指示というようなことでは間に合わないというようなことになるれば、公安委員会が総理大臣に対して、非常事態宣言を免せられたいという勧告をされるのであります。国家公安委員会がその措置をとりまするまでは、

まして、非常事態宣言が行われるという段階にあるという、具体的事実があつても、六十一條の二によつて、或いは相応する場合だと認定されますれば、その勧告に従わないことができると思います。そうでしょう。六十一條の二の今度のこの新しい改正案に基くところの取扱いをされることができ得ると思います。その判断権は十分お持ちになると思うのです。そうじゃないですか。なるかならんかだけです。

別な事項についてのみ指示をすることができるとのこと、こりいうののです。

○政府委員(斎藤昇君) 国家公安委員会の非常事態の勧告があつた際に、総理大臣が必ずそれに従われるか従われなにか、それは総理の識見でありますから、わからないと思いますが、私は六十一條の二で片付くのじやないかと、かといふことで、若し片付けられるならば、そのほうが賢明であろうと、かといふこと、

○委員外議員(伊藤修君) 従つてです。従つて先の非常事態の宣言の場合にはおいては、各種の重要な国民監視の下に置かしめるといふ制度、機構といふものを作り上げております。然るに総理大臣の考え方によつて、勿論良識あるところの堪能の士の意見を参酌しておやりになるであります。けれども、たま／＼誤つて若しくは意識的に、政治的にこれを利用するとなつたらば、十分、そうした事態にもかかわ

いかと、こう申上げるのですけれども、この二点をお伺いします。

○政府委員(斎藤野君) 国家公安委員会も極めて識見の高いかたが多くでありますから、事務部局の意見通りに左右をされるといふ心配はないように、かように考えます。むしろ事務部局が、六十一条の二と六十二条と違ふということによりましては、事務部局の対立によりまして、一方は非常事態宣言

六十一條の二の規定によつて部分的な指示が行われると、かように解するのであります。この指示は非常に重大なことのうに考えられますが、これは警察の技術的な面というのが大部分であるのであります。非常事態の際に対処する技術的な指揮の部分的な一部を総理が指示されるということになるものでありまして、これは私は六十二條に比べますと、非常に軽い指示であります。非常に軽い指示であるといつたように考えられます。従いましてこれにつきましては、国会の同意でありまふととか、或いは非常事態の宣言の際

○政府委員(斎藤異寛) それは国家公安委員会の判断でありますから、勿論事務スタッフは國警本部ということになつておりますが、私は、六十一條の二を使いたいために、非常事態宣言を無理にしないというようなことは事實上考えられないと思います。私は、非常事態宣言を發して、そうしてして全警察を総括統合するということはできるだけ避けて、通常の警察運営の狀態において處理するのが、治安維持上から考えましても賢明な維持方策だだと、かように考えているのであります。

うに考えます。先ほどの福井の震災は、そういう意見も他にあつたけれども、我々も、国家公安委員会も、内閣のほうもそういうどぎついやり方をやらないで、できるだけ通常の運営の方でやるというようにというので、あのときはそういう線でもやりましたが、もう少しあのときに治安の情勢が悪くなれば、どぎついものをどうしても持ち出さなければならなかつたかも知れないといふことを申上げるのであります。

○委員外議員(伊藤修君) 私の聞いてゐるのは、選択権があるのかどうかといふのは、選択権があるのかどうかといふのは、

らず、この法律の運用でなし得るのじやないか。その結果、国会はこれに對して、何らか他の方法によつて、憲法六十二条の国政調査權の發動によつて監督することはできるでしよう。示唆することでもできるでしよう。又政治的にこれを糾明することもできるでしよう。併し国会がそれに対して、非常事態宣言の場合のごとき厳格な処置に出ることはできないのではないか。即ち国会の重要な監視の目をこれによつて先づ免れるではないか。こういう点が一点。それからいまだ一つは、その認定の意思を決定する重要な要素を

たと言ひ、一方はそうでないといふことになりまして、その間に却つてまづい結果が起ると私は考えます。

○委員外議員(伊藤修吉) これは議論しておりますと尽きませんから、時間的に御迷惑をかけますから、今の御答弁では不満足であります。又機構の点についての大体を御指摘してあるのですから、これに對しましては、後に一つ御検討を煩わしたいと思ふのであります。

次に、この六十一條の二の場合において、この内容ですが、これは公安維持上という表現が用いられ、六十二條以下の場合においては、治安維持上と

におきましての判断のための他の機関というものを持つておりませんで、国家公安委員会の勧告、法律といたしましてはそれだけを書いているのであります。総理が六十一条の二によつて指示されますときには、国家公安委員会に意見を聞かれるわけでありますから、この点において丁度これは釣合いが取れているというように考えます。

○委員外議員（伊藤修君） この今の技術的の面、内容の面については、次に御質問するのです。私のお尋ねしているのは、国家公安委員会が勧告いたした

○委員外議員(伊藤修君) 私の質問に
お答えにならないでは困るのです。くどく
どと、時間がないからそう御説明願わ
なくても、あるかないかだけでいいの
です。およそとにかく非常事態宣言の
事態があると考へて、公安委員会が総
理大臣に勧告いたしましたでもすよ。
先ほど御説明にありましたごとく、福
井の場合におきましてもそういう希望
はあつたけれども、それを施行しなかつ
たとおつしやるくらいであつて、い
わんや本法の六十一條の二の場合を以
て十分事足りるのだと思へば、そんな
勧告があつても、この条章に基いて特

いうことを聞いていますのですよ。一つの事案に對しまして、いいですか、非常事態を宣言しようか、この六十一條の二の程度でやろうか、どちらを適用するかということは、總理大臣が意見を聞き、勸告によつて任意に定められるところの法律構成ではないかと、こゝろ聞いていますのです。具体的に總理大臣がやるかやらんか、これは具體的のの問題であつて、私は法律論として聞いているのです。

○政府委員(斎藤昇君) 法律論といたしましては、任意、随意であります。勸告に轉られることは私はないと思います。

なすものは、即ち国家公安委員会に隷屬するところの事務部局であるのであります。長官若しくはその幕僚諸氏のお考え方が全部をなすのではないか。而もその人は、宣言をしようというような措置を講じようという総理大臣の重要な補佐役であるということになりますれば、結局はあなたの意思、若しくは国家地方警察の長官の意思一つによつてすべてが決するということになるのではないかと、こう言うのです。だから一人によつて二重の人格を兼ね備えるということとは基本的に不合理だと、この連名の面からも言い得るのじやな

いう表現が用いられておるとすると、六十一一条の二の場合においては、行政管理……、勿論運営管理も共に含まれると思いますが、それが含まれるのかどうか。又含まれるといたしますすれば、この表現についての際、これはどういうふうに解釈するのか、御説明して頂きたい。

○政府委員(斎藤昇君) 行政管理と運営管理を六十一一条の二において含むかどうかというのでありますが、これは都道府県公安委員会に対して、及び市町村公安委員会に対して指示をするわけでありますから、都道府県公安

委員会は行政官の責任を持つておら

ない。いわゆる予算或いは人事の権限を持つておられません。従いましてこ

には、そういつた人事権というよう

なものは総理が指示を現実においてで

ないという解釈を要するを得ない。

立法の趣旨もさうであります。それ

から非常事態の際におきましては、こ

れはやはり一元的に統轄はされま

すけれども、人事権、いわゆる警察官の

任免というものは、この際においては、現実に

警察官、それを統轄はできません。非

常事態の際においてもできない、か

うに考えます。

○委員外議員(伊藤修吉) 法律をお作

りになるときは、用語の統一というこ

とが非常に大切であります。御承知の

通り、法律用語といふものが一字一

句、てにをはが変つても重大な意味を

そこにもたらすことは御承知の通りで

す。それからおおよそ法律を立法される

場合においては、用語の統一というこ

とについては十分留意を要すると思

は、今この御説明によりまして、御

意思のところがよくわかりますが、

これは受取るほうの国民といつたし

ては、治安維持といふ一つの狭い考

え方で見るとあります。本来広かるべ

き非常事態宣言といふ場合において、

狭い意味を持つ概念としては、本来狭

かるべき六十一條の二の場合において

は、広い公安という言葉をを用いて

は、法の企図と反対したところの用語

例が用いられてゐる。これはよくない

と思ふ。こういう点は、大いにあなた

たちの考へ方が誤解される虞がある

この点は、統一用語といふことを重

ねて頂きたい。あとの指示になると思

います。

○國務大臣(木村篤太郎) 公安維持

上必要といふのと、治安維持上必要

といふ意味は、差別はないのであり

ます。決して差別的に使つた意味じゃ

ないといふのであります。こ

ういふ言葉が出ておることは、

実に申訳ないと思つては、私は変らな

が、實際といつたしましては、私は変らな

が、實際といつたしましては、私は変らな

が、實際といつたしましては、私は変らな

が、實際といつたしましては、私は変らな

が、實際といつたしましては、私は変らな

が、實際といつたしましては、私は変らな

が、實際といつたしましては、私は変らな

が、實際といつたしましては、私は変らな

が、實際といつたしましては、私は変らな

が、實際といつたしましては、私は変らな

が、實際といつたしましては、私は変らな

が、實際といつたしましては、私は変らな

が、實際といつたしましては、私は変らな

が、實際といつたしましては、私は変らな

が、實際といつたしましては、私は変らな

が、實際といつたしましては、私は変らな

が、實際といつたしましては、私は変らな

が、實際といつたしましては、私は変らな

が、實際といつたしましては、私は変らな

が、實際といつたしましては、私は変らな

が、實際といつたしましては、私は変らな

が、實際といつたしましては、私は変らな

が、實際といつたしましては、私は変らな

が、實際といつたしましては、私は変らな

が、實際といつたしましては、私は変らな

が、實際といつたしましては、私は変らな

が、實際といつたしましては、私は変らな

が、實際といつたしましては、私は変らな

が、實際といつたしましては、私は変らな

が、實際といつたしましては、私は変らな

が、實際といつたしましては、私は変らな

が、實際といつたしましては、私は変らな

が、實際といつたしましては、私は変らな

うなことに、指示は、無論今で
きませんが、捜査内容に關して總理大
臣が指示するといふようなことはあり
得ない、こう考へております。

○委員外議員(伊藤修憲) あり得ない
といふことは實際上の問題ですね。法
理上の問題として、この六十一條の二
の立て方からいいますれば、あり得
るんですね。可能であるのです。法務
總裁が知らない間に、總理大臣が勝手
に指示する。その下に國警長官が活動
される。法務總裁は法務總裁としての
考へ方は檢察庁を通じてこれが行わ
れ、未端の調整といふことについては、
即ち檢察庁法第六條において、すべて
おおよそ日本國內におけるこの捜査
機能は、刑事訴訟法によつてこれを
行はざるを得ない、こういう原則が打ち
立てられておる。この原則の下にすべ
ての捜査機能といふものは規律され
る。併し指示は別個の指示ができる。
又第一線の諸氏は、この指示に對しま
して相矛盾することがあり得た場合に
おいては、これをどうするか。おのず
から考へ方の相違によつて、事物の認
識の相違によつて、指示といふものが
異なることがあり得ることは想像に難
くないのです。私は、國家の治安とい
うものに對する全責任を政府が負われ
るというのなら、少くとも法務總裁
一本にその責任を負うべき筋合のもの
である。あえて總理大臣はその法務總
裁の首長として責任を負へばいい。總
理大臣が直接みずから指揮監督して行
くといふことは、むしろ私は法務總裁
をないがしろにするところの立て方だ
らうと思う。そういう感情論は別問題
として、少くとも私はその規律せしめ
るというあり方のほうが正しいと思ひ

ます。そういったまゝと、法理的に
相矛盾した指示命令が、想像に難くな
い、あり得ると思ふのです。この点に
おいては、私は、この法案の立て方と
いふのは非常によくないと思ひます
が、如何ですか。

○政府委員(斎藤勇) 法律上の我々
の解釈を申上げておきたいと思ひます
が、警察法は、私は刑事訴訟法の特別
法であると考えておりません。従つ
て警察は普通の一般法であります。そ
うして警察と檢察との關係は、刑事訴
訟法で定めたと明記をいたしてありま
すから、従つてこの警察法に基く指
示は、刑事訴訟法に違反することがで
きない、かように考へます。従つて刑
事訴訟法に基きまして、檢察の指示と
いふものに反する若し指示が總理大臣
にあつたといふにしても、これは私
は無効であると申しますか、或いは檢
察の指示が優先すると申しますか、そ
ういふ指示は法律上は出せない。何と
なれば、こちらは一般法である。警察
と檢察の關係は刑事訴訟法で定める
かようにいたしてありますから、従つ
て刑事訴訟法に反するやうな指示は法
律上出せない、かように解釈をいたし
ております。

○委員外議員(伊藤修憲) あなたみた
いに、そういう良識のある人ばかりお
ればいいですが、實際第一線の諸氏
が、相矛盾した指示が出た場合におい
て、果してどういふやうにこれをこな
して行くでしよう。法律においてそ
ういふ余地を残すといふことは、およそ
立法する場合において注意すべき事項
ではないかと思ひます。少くとも、本
法を假に是認されるものとするなら
ば、そういう疑義の余地をなくするこ
とく手当をしておくべきではないでし
ようか。例えば、私は別に今考へてお
るわけじやございせんが、この場合
において、警察法の第二條ですか、そ
の第二項の四号の捜査の場合において
は云々といふ但書を設けるか何かしな
い、その間におけるこの捜査で
對する規律といふものが打ち立てられ
ないと思ふのです。勿論今お説のこと
く、およそ捜査に關しては、刑事訴訟
法が憲法附屬法規として重要法律であ
るのですから、これに悖ることのでき
ないことは當然です。併し命令がたま
たま二つ出た場合において困るのじや
ないですか。この法律において、そ
ういふ手当をなさる必要をお認めにな
りませんか。

○國務大臣(木村篤太郎) この指示
は總理大臣がするものであります。國家
の最高行政責任者たる總理大臣がや
る。而も國家公安委員會の意見を徵す
といふことでありまして、普通の
事務當局がさういふ指示をする場合と
全然趣きを異にしてあります。従いま
してさういふ刑事訴訟法に反するやう
な命令は出すべきでないといふことは
明瞭であるといふ考へております。

○委員外議員(伊藤修憲) だから今法
務總裁がお答へになりました、公安委
員會の意見を徵しとあるから、さうい
ふことはあり得ないといふことをおつ
しやる。でありますから、十一條の二
の問題を先ほど前提に指摘してあるの
です。その意見を徵する、公安委員會の
意見をまとめる機關は何かと申します
れば、事務當局であるのです。その事
務當局が即總理大臣の補佐役たる事務
部局である。意見を徵するといふこと
は、みずからの意見をそのまま徵する

までもなく、徴しなくても、その意見
が即意見になつてしまふ。法律の形は
非常にきれいにできておる。意見を徵
しとあり、別個の人格者、勿論別個の
人格者であるけれども、たま／＼これ
を運営するものが一つの人格者であれ
ば、およそ無意味なこととす、意見を
徵するといふことは、でありますか
ら、結局は独善になつてしまつて、法
律の予想しない、禁ずる面まで運営さ
れる虞れが十分あるといふことを前提
に申上げておるわけでありまして、だ
かこれに對して、この原案についてい
ま少し考慮なさるべき必要があるのじ
やないかと思ふのです。

○國務大臣(木村篤太郎) 一応伊藤
委員のやうな考へ方もあるわけであり
ますが、國家公安委員會は相當有識で
あつて、而も警察の方面についての識
見を持つておられるかたであります。
必ずしも事務當局の意見をそのまま鵜
呑みにされるわけはなからうと考へて
おります。十分にそれらの事情を慎重
に考慮した上において、初めて事務當
局と打合せの上、總理大臣の命を受け
て指示される、こう私は考へておりま
す。

○委員外議員(伊藤修憲) ちよつと伊
藤さんに申上げますが、本會議の
採決で出席を求められておりまする
が……。

○委員外議員(伊藤修憲) もうあと少
しですが……。

○委員外議員(西郷吉之助) それでは二
時二十分まで休憩いたします。

○委員外議員(西郷吉之助) それでは二
時二十分まで休憩いたします。

○委員外議員(西郷吉之助) それでは二
時二十分まで休憩いたします。

○委員外議員(伊藤修憲) 午前中の質
疑中におきまして、本法の改正案中の
公安維持と治安維持との法文の表現
は、字句は異なるのでありますけれ
ども、その内容は同一であるといふや
うな御答弁がございました。それに基
いてその後の質疑を続行しておたので
ありますが、どうも御答弁をお研究し
てみますといふと、どうも御答弁はそ
のまま納得行かないものがある。と申
上げるのは、この警察法の第一條を見

○委員外議員(伊藤修憲) 承知いたし
ました。この間のは吉川さん、あれは
全國の自治體公安委員會もあるのだし
やう。

○吉川末次郎君 それも必要があつた
ら、併せて一つ御招致を願ひたいと思
ひます。

○委員外議員(伊藤修憲) 午前中の質
疑中におきまして、本法の改正案中の
公安維持と治安維持との法文の表現
は、字句は異なるのでありますけれ
ども、その内容は同一であるといふや
うな御答弁がございました。それに基
いてその後の質疑を続行しておたので
ありますが、どうも御答弁をお研究し
てみますといふと、どうも御答弁はそ
のまま納得行かないものがある。と申
上げるのは、この警察法の第一條を見

ますと、「警察は、国民の生命、身体及び財産の保護に任じ、犯罪の捜査、被疑者の逮捕及び」とあつて、その下に、「公安の維持に當ることを以てその責務とする」と、こうあるのです。この表現から考えましても、いわゆる公安の維持及び前段の犯罪の捜査、被疑者の逮捕ということ、即ち治安の維持というのはこの法律自体においても區別しておるのではないかと。即ち治安維持の内容と、公安維持の内容とは異なるのではないか、こう私は考えるのですが、先ほどの御答弁で、それによろしいかどうか、重ねて伺つておきたい。

○政府委員(青藤昇君) 第一条からその御質問の起るという御意見は、誠に御尤もだと思います。そういう意味におきまして、私は六十一條の二の公安維持といふのは、六十二條の治安の維持と同じ意味であるのに、公安といふ言葉を使つたのは少し輕率であつたと申上げましたが、この然らば第一条の公安の維持と同じ解釈かというところにありますと、国民の生命、身体、財産の保護というような事柄について全然指示ができない、或いは被疑者の逮捕についても、その点は差置きますが、一番大事な生命、身体、財産の保護について指示ができないという事になりますと、これは余りに狭過ぎると思ひます。第一条の「公安」は私は、「その他公安の維持」と、このように解釈すべきであらうと思つておるのであります。ただ先ほど犯罪の捜査の点について、若干言い足りない点がありますから申添えますが、一應運営管理ですから同じという解釈のようでありませんが、公安委員会は、

この市町村の公安委員会にいたしましても、都道府県の公安委員会にいたしましても、個々の犯罪の捜査の内容については指示をしない、警察官に対して指示をしないという建前をとつておるのであります。従ひまして總理大臣の指示は、公安委員会に対する指示でありますから、公安委員会が個々の犯罪の捜査内容について指示をしないという建前を現在とつております以上、總理大臣も犯罪の捜査の内容に互つてまで指示はいたさない建前でござい

ます。お尋ねするのは、先ほどの、午前中の答弁によつて、公安の維持と治安の維持とは同一内容を持つものだとお述べになつたから、それが違ふのじやないかと、こう言うのです。その今の補足的な御説明は抜きのして、簡単にそれをお答え願ひたいのです。

○政府委員(青藤昇君) その点は違ひないと思ひます。実はこの用語は、関係大臣その他のところで一応指示がありまして、そこで法制意見長官ともどういふ言葉を使おうかと、實際に治安の維持という言葉を初め使つたのであります。どうも治安の維持といふのは、治安維持法に連なるような感じを予えて面白くないから、公安の維持と直そうやというところできまつてしまひました。ほかの前段の関係を検討しなかつたという、我々粗略がありましたが、意思はそういう意思であるというところをさつきから申上げておるのであります。

つもの用語例だ、こういう意味じやないですか。が、私のお尋ねするのは、その場合において、あなたの御説明はそういう意思の下に、この文字が使用されたというならば又別ですけれども、本来この二つの用語といふものは區別するべきものじやないか。といふのは、警察法の第一条においてそれがはつきり謳われてゐるのじやないか。即ち公安維持の中に治安維持は入つていないのだ。先ほどあなたの御説明は、この公安維持だけにするとすると、生命、身体云々ということが抜けるといふような御解釈のようですが、これはそういうやり方をすべきものじやないでしようか。第一条は、「任じ」といふところから受けて公安の維持に當ることをその責務とする、こういふふうにして差支えないと思ふのですが、又そういう趣旨で立法されてゐるというところも考慮するのです。だから本来の法律概念としては、公安維持と治安維持とは違ふのだ。併し六十一條の二の場合に、今度用いられた公安維持は、六十二條の治安維持の考え方で書いたのだというなら、これは別問題です。

○政府委員(青藤昇君) 六十一條の公安の維持は治安維持という考え方であるのであります。で、公安の維持といふのであります。で、公安の維持と治安の維持との言葉の関係で、言葉自身から申しますと、最初伊藤委員が御指摘されましたように、治安維持のほうは国家的とか、国家的な治安という意味のほうが強くなりまして、公安よりもその限度が狭くなる。公安といふことはこれは国の見地からの治安といふことのほかに、もつと広い社会的な意味も入つて来るので、公安のほう

が広い意味であります。で、我々といひましては、六十二條にあるごとくに、国の見地から考えた公安の維持を狭く解釈した、かように考えております。

○委員外議員(伊藤修君) その考え方によれば、結局公安の維持の中には、治安維持が入るという考え方になりまふ。そうなるのでしよう。併し第一条から見れば、そういうことは言へません。はつきり區別してゐるんですから。ですからそういう不用意な用語例をお用ひになつて、法文の解釈上、後においてこれを以て規範とすれば、全職員若しくは国民が迷惑をしますよ。或る個所においてはそれを二様に使い、二つの持ち味を持たせる。或る個所においては全然區別して持ち味を持たせる。而も第一条からはつきり區別してゐるから、たま／＼六十一條の二において、その公安維持と治安維持とが同一の内容を持つてゐるんだ、若しくは公安維持の中に治安維持が含まれるのだという解釈をここでまたまたとらうというところは、それは無理です。これははつきりどちらかに片付けべき問題だと思ひます。これはよく御研究になつて頂きたいと思ひます。

○政府委員(青藤昇君) 私は、先ほど申しましたように、第一条は「及び」となつておられますが、併し公安の維持と申します場合には、生命、身体、財産の保護というののも公安の維持といふふうには私に入り得るものだと、かように解釈をいたします。公安委員

会と申します場合には、公安委員会といふ言葉も、やはり第一条の全体の責任を持つという意味でありまして、ここでいう第一条の国民の生命、身体、財産、犯罪の捜査、被疑者の逮捕といふことを除いた公安委員会というやうな意味には解釈できないと思ひます。で、この条文においてもその解釈をする次第であります。

○委員外議員(伊藤修君) 先ほどの御答弁とちよつと違つて来るのですけれども、それはあなた独自の解釈であつて、法文を素直に御解釈になれば、そういう解釈は出て来ないのです。第一条の場合には、繰返すようですが、それははつきり公安維持、治安維持とは區別してゐるんです。而もその内容においては、先ほどあなたが御説明になつたように、區別される対象の幅はあります。併しおのずからその前段の生命、身体、財産、の保護といふことはこれにかつて来るのです。いづれも個々の目的のために治安を維持し、個々の目的のために幅の広い公安を維持する、こういう書き方になつてゐるんです。従つて法の企図するところのもの、それは、公安維持と治安維持とはおのずからそれが違ふといふことは十分窺ひ知ることが出来るのです。その解釈すべきことが法文の解釈として当然だと思ひます。そういう原則に基いて、今度の改正案の六十一條の二と六十二條とを對比した場合において、用語例といふものははつきりわきまを置いて書いてないといふ節があるのです。結局六十一條の二の場合には、治安維持を含まないという解釈が出て来るのです。本来幅の広い非常宣言の場合においては、狭い治安維持といふことに解釈され、それ自体に至らざる今度の改正案の場合においては、それより幅の広い公安維持といふことが企図されるという反對な目的のために、これが創設される

第三部 地方行政委員会會議録第六十九号 昭和二十七年七月二十五日【參議院】

九

ということになつて来るのです。まあその反対の場合が非常にあるというならこれは又別問題ですが。それから今度もたらされることの結果において、重大なる影響を持つて来るというのは、六十一條の二の場合においては、公安の維持という中には、おのずから治安維持が入つて来ないということになります。逮捕とかいうことがおのずから除外される、捜査ということから除外されるという結果、あなたたちのお考えになつてゐる目的は達せられないことになつて来ます。だからこれは、あなたがたの治安を維持しようという考え方が納得できるのです。が、率直にこれは御研究になつて、再考なすつたほうがいいのではないでしようか。

○吉川末次郎君 今に關連して、大体この警察法は、マツカーサー書簡、好ましくないことではあります。事実上GHQのディレクティブのようなものによつて作られたと思うのですが、従つてこの向うのディレクティブや、マツカーサー・レターに、それについてどういふ言葉が使われておつたかということとを、直ちに法律の解釈にそれがあてはまるわけではありませんが、参考資料にすべきもので、飽くまでも法律解釈は日本の文字によつて解釈してゐると思ひますが、まあバブリック・セーフティという言葉を公安という意味において釈しているのだらうと思うのですが、それは両方ともバブリック・セーフティというやうな英語になつておつたかどうかということについて御答弁願ひたいと思ひます。

文は、今そのことをおつしやつたと思ひますが、英文は、第一條の公安の維持はバブリック・セーフティと書いてあります。それから六十二條の治安の維持はメイン・テニン・グ・ピース・アンド・オーダー。

○吉川末次郎君 治安は……。

○政府委員(斎藤昇君) はあ。

○吉川末次郎君 違ひますね。

○政府委員(斎藤昇君) 違ひます。

○吉川末次郎君 もう一度更に關連して伺ひますが、今の斎藤長官の御答弁によると、英語では、伊藤君が言つておられますように、それは原語が違つておられます。原語と言つて語弊があります。英語は違ふと思ひます。その英訳ですが、その英訳はどの必要があると思つてお伺ひしますが、それは例へば自治体警察という言葉の翻訳を向うのオリジナルなディレクティブ或いはレターにおいては、今日も本會議で引用したのでありますが、ミニシバル・ポリス、略してMPという言葉を使つてゐるのです。都市警察と訳すべきにかかわらず、自治体警察と訳されたのですが、そうすると今度は警察本部から出されてゐるところの警察の英訳によりまして、オリジナルなミニシバル・ポリスという言葉を使わないで、何でしたか、オリジナル・ポリスですか、全然違ふ言葉を使つておられますが、その關係どうですか。

○政府委員(斎藤昇君) 原文ではオリジナル・ポリスとありまして、ミニシバルではありません。

○吉川末次郎君 そうですか。今の問題は他に触れますから、これ以上言ひ

ませんが、斎藤長官の御答弁は、それについていろいろ資料を要求してみたいときには必ずしも回答しておられません。そんなことは伊藤君の質問をほかの外に外す虞れがありますからこのままとめておきますが、斎藤君の答弁はそのまま承服してないといふことだけ言つておきます。とにかく今の私の質問について、伊藤君が言つておられるように、英語では、第一條の公安の維持というのと治安の維持ということとは違ふ言葉になつてゐることは、斎藤長官の答弁によつて明白になつたとまあ思はれる。

○委員外議員(伊藤修君) それは、今の吉川氏の沿革論的な解釈といふことも法文解釈の一助であることは當然のことです。それによつても、法文の趣旨解釈については、重大な影響をもたらすといふ。併しこの用語例から言つても、又法文の立て方から言つても、文理解釈から言つても、私の希望は当然だと思ひます。従つて斎藤長官のおつしやられることは、私は根拠のないものだと思つておつす。従つて今ここで以て結論的な御解釈を得ようといふ考えは持つておりません。少くともこれは法務府において十分研究されて、御答弁があつて然るべきだと思つてゐるのですが、それとも今の解釈で以て押し通すといふお考え方ですか。それをほつきりして頂きたい。

○政府委員(斎藤昇君) 更に研究をいたした上、御答弁をいたします。

○委員外議員(伊藤修君) この点は、重大な基本的な解釈問題になつて参りますから、それが改正案に對するところの基本的理念を打ち立てることになりますから、爾後の質問もその下におひてなされなくては意味をなさないと思

うのです。今時間の關係もありますから、これは、どうか一つ至急に御答弁を伺つておきたいと思つてゐるのです。

なおもう一つ、午前中に御答弁になつた、いわゆる指示に矛盾があつた場合においては、總理大臣の指示、それは無効だといふ御答弁があつたのです。が、この点も私は、あなたの衆議院の御答弁を拝見しますと違つておると思つたのです。又行政法上總理大臣がなしたところの指示が無効、当然無効といふ結論が見出せるかどうか、法律解釈上それはどうですか。

○政府委員(斎藤昇君) 無効と申しましたのは、或いは言い過ぎであるかも知れませんが、とにかく刑事訴訟法の定めるところによるとあるわけでありますから、刑事訴訟法と背反をした指示は出せないといふことを強調いたしました次第であります。

○委員外議員(伊藤修君) 出せないといふことは具體的事実ですが、ただ法理上、出した場合にどうなるか。こういふのです。あなたは事実をおつしやつておるのですが、理論的には出し得ることになるのですが、出した場合にどうなるか。これは当然立法者として考究しておかなければならん。又そのいふことは、立案者としては予見して立法されなければならぬのではないですか。

○政府委員(斎藤昇君) 出した場合には、法律に、刑事訴訟法の定めるところによるといふわけであります。それから、そのほうが優先すると私は思ひます。

○委員外議員(伊藤修君) それでは、今朝の当然無効だといふことは取消になるわけですね。

○政府委員(斎藤昇君) 優先をいたしますから自然無効になると、かやうに考へてゐたのですが、これは法律上の用語として不適当であるならば、優先をするといふにとどめ、当然無効といふことは取消します。

○委員外議員(伊藤修君) そうして余り議論をしておると、きりがないので、すからやめますが、無効になるという言ひ方はちよつと間違つておる。だから優先するといふ程度にとどめておくとおつしやるのですから、趣旨はよくわかる。そういう解釈はあり得ないと思ひます。次にそういう結果生ずるところのこの刑事の百九十三條等に基づくところの一般指示権、それから總理大臣の出すところのこの六十一條の二の指示権、この關係はどうなるか。

○政府委員(斎藤昇君) 百九十三條の指示は、刑事訴訟法でありますから、それに背反する指示はいたせないと、先ほど御答弁いたしました通りであります。のみならず、捜査の内容につきましては、公安委員会も個々の内容には指示をしないといふ建前をとつておりますから、公安委員会に對する指示でありますから、總理大臣もさうな指示はしないといふ建前をとつておるといふことを申上げた次第であります。

○委員外議員(伊藤修君) これは私は、今朝ほどのいわゆる運営管理をも含む、而も治安維持と公安維持が同一内容をこの場合においては持つておるのだといふ前提の下にお尋ねしたわけですから、だから六十一條の二の場合においては、運営管理の内容として捜査もなし得る、捜査に對するところの指示

○委員外議員(伊藤修君)　だから検事が司法警察官に対するとおるころの懲戒その他の請求権を持つておることは当然でありますけれども、いわゆる一般指示権の場合ですね。検事の一般指示権の場合において、これも私は競合することがあり得ると思うのです。即ち六十一条の二の場合の指示権が運営管理まで含む。従つて当然二条の二項の四号の捜査の権限に対する指示をも含むということになりますね。それと刑訴百九十三条第一項の一般指示権とが競合することになる。例えば、或一つの経済事犯、若しくは会社の法人税

○委員外議員(伊藤修君) それから密接な連絡をとるといふことは、法律の理想であります。又法文にもそれは明らかにしてあります。又そうあるべきが当然のことと思うのです。併し運用するのは人であります。又その人の企図するところのものが奈辺にあるかに

よりは、法務総裁或いは検事総長の刑事訴訟法に基く指示は、檢察と警察の關係を定めるのは刑訴であるということになつております以上、それに相反するようなことは、私は強いて法律を無視してやる場合があつたらどうするかというお尋ねだと思ひますが、私

破防法の運用というような重大な、いわゆる法務総裁は生命を賭けてもこれを支持して国家治安を守ろうというような重大法案の施行に当つて、その緒戦からすでに問題を起しておるじやないですか。故に私は遠廻しに柔らかに尋ねておるのです。それをあなた

れは、あなたの今朝ほどの御答弁のよ
うに、当然無効だと言つて片付けてし
まえば問題はないが、およそ行政的命
令というものが当然無効だということ
はあり得ない。その地位、その権力、
その法制の上に立つて行政的命令がな
されるのですから、当然無効というこ

とはおよそあり得ない。一応その命令というものは、形式的において有効として存在する。その場合において下級官吏、第一線の官吏というものが、いずれの指示に従うべきかという事は非常に問題です。それを詳細かにやりますれば、肝腎な容疑者は逃げてしまふ。治安の確保なんという事は到底期すべくもありません。それを憂うるのです。折角法務総裁が努力なさつても、第一線のそういうかたがそういうことで摩擦を起しておつたのでは何にもならぬ。だから基本的に言へば、先ほどの御答弁の趣旨を総合しますれば、百九十三条のいわゆる検査官の指示といひますか、検査総長の一般的指示権といふものが優先して、少くとも捜査については、この六十一條の運用の場合においても、その下にすべてが帰一されると、その基本的原則は結局検査法第六條の規定に基いて、およそ捜査に関するものは、刑事訴訟法の下においてすべて帰一されると、こゝういう行きかたにあるべきだといふ基本原則を御承認なさるといたしますれば、今度のような問題は起り得ないと思つてゐる。各自が独立して捜査権を持つてゐるのだ。だから検査官の下に警察があるのじやない。その指示の下に立つて命令を受けるという事は好ましくない、こゝういうあり方は、私はよくないと思つてゐる。あなたたちが一つの指示命令をなさる。又検査官のほうで指示命令をなさる。この検査官の出す場合は、少くとも刑事訴訟法のこの原則に基いて出すのだから、これが優先して、これにすべてのものが帰一されるのだ、命令に服従するのではない、帰一されるのだといふ考

え方の下に運営されるならば、それは法の目的は達成されるのだ。そうじやなくて、二つが有効に存在して、二つがどこまでも並行的に進むものであるといふお考えであつて、それをどうにかで調整するといふならば、法文の上には調整しておかなければならぬ。これは法案自体に要請されるのですから、それを六十一條の二の場合において、私は当然に見られる事項であるから、この改正においては、そうした大きな支障をもちたす根拠を以てするといふのです。極端な例を以ていたしますれば、総理大臣は非常事態宣言に至らざる前において、例えば思想犯に對してはこうである。或いは公安取締に對してはこうである。或いは公安取締に對しては、集會結社に對してはこうしなくちやならぬといふ一つの指示を出される。併し検査の捜査の面から考えた場合に於いて、この事態を収拾するのには、福島ならば福島だけで手を着けてはいけぬ、総合的に手を着けなくちやならぬ、一つ所に手を着けたならば、却つて全体的の事態といふものを剥脱することができない。こゝういふ全体的に考えた捜査方針といふものがあるから、これは法文にあるところのいわゆる公安を維持するために当然必要な一般指示事項である。これは、こゝういふ観点の下になされたところの検査総長の指示といふものは、まさにあなたの先ほどの全説明の趣旨を総合したとしても、当然そこに帰一させるべき筋合いのものであると思つてゐる。だからと言つて、その指示の下位に立つのだ、命令服従の立場に立つのだといふ趣旨ではなくして、職責は飽くまで捜査という面において對等の地位において、

その職務は執行されるのだ、併し法律の解釈としてこゝういふふうに帰一されて行くならば納得が行くのです。そうではなくして、兩者の／＼行つて、そうして最後にどこかで帰一するんだ、調節するんだ、法務総裁が善処するんだ、その時々において協議するのだといふあり方であれば、この本法の改正の場合において、その点をわづきりさして置くべき筋合だと思つてゐる。如何ですか。

○政府委員(斎藤昇君) 大体において私はその意見は認められぬと思つてゐる。法務総裁、検査総長、検査官の警察法或いは刑事訴訟法に基いた指示、これは犯罪捜査上誰かが指示に従つてやるべきものである。従つてそこに指示があつた以上は、それに、帰一するといふことが当然と考えられる。この場合に、総理大臣が犯罪捜査内容について指示をするといふことを前提としておられますが、私は、捜査の内容につきましても、公安委員会自身も捜査内容については指示をしないといふ建前をとつておるわけでありまして、総理大臣は、公安委員会に對する指示でありまして、捜査の内容についてどういふ捜査方針を立て、どういふことをやるかといふ、こゝういふ指示は建前上ないと申上げておるのであります。従つていふ／＼仮定の下におけるお尋ねであります。私は、この法律に関する限りにおきましては、こゝういふ問題は起きないと思つてゐる。あります。

○委員外議員(伊藤修君) 私は、何も仮定の上ではなく、現実の上に立つてお尋ねしておるのです。又具體的に事犯の内容の捜査の指示をできないことは法文の解釈上当然のことです、そんなことは言うを待たないんです。百九十三條の二項の場合は、協力を求める、第三項の場合は、検査官の掌中に入れてこれを運用するといふあり方ですか、この場合においては、当然その原則として具體的事犯の捜査内容にタッチすることになる。指示することになります。少くとも百九十三條第一項の場合においては一般的の指示である。従つて破防法の取扱ひについてはこうすべきだ、こゝういふことは一般指示の内容であります。又この六十一條の二の場合においても、又その程度の概念において指示がなされるべきだ、それがひいては具體的個々の事案に對して、その一般的指示の範疇において制約されることはあり得るのです。併しそれは指示の反射効力で、指示がよつて以てたらすところの効果を。だからと言つて、その指示自体が直接犯罪の内容の指示に互るものであるといふ解釈は余りに行過ぎであります。こゝういふ意味において、このたびの問題が起されておるといふことは、私は好ましくないと思つてゐる。こゝういふ結果的問題を考へて、重大な問題に對するところの一般的指示を拒否するがごとき態度にあるといふことは、私は今日の憲法の重要な附屬法規であるところの刑事訴訟法の大原則を無視するものであると言わなければならない。あなたの先ほどの御答弁は、それに帰一するとおつしやつてゐる以上は、それに従うべきが當然であらうと思つてゐる。或いは破防法の濫用、今後起り得べきところの、こゝういふ想像されるところの重要犯罪、治安關係に對する問題について、今後幾

多の指示があり得ると私も想像されるんです。その場合において、今回のような問題を招来することは、国家治安保持のため好ましくないと思つてゐる。法務総裁の御意見を伺いたいと思つてゐる。

○國務大臣(木村篤太郎君) 誠に適切な御意見と存じます。ただ實際問題といたしまして、検査総長と國家公安委員會とは、これは御承知の通り密接に終始連絡をとつて行かなければならぬ。せんが、そうして本件の場合における総理大臣の指示は、國家公安委員會の意見を徴してやうなわけでありまして、その間の調節は十分にやつて行けるかと考へておりました。従ひまして今お説のような刑事訴訟法を無視しておるといふような指示といふものが、これは事實上ない、こゝう確信をしております。その間の調節は十分やつて行けると私は思つております。

○委員外議員(伊藤修君) 最後に、私は事實上こゝういふことはないことを望むものでありますけれども、法文の解釈上、又建前上こゝういふことがなし得るといふことは、法律の不備であります。凡そ法律はあらゆる場合を想定して、すべてこれを規定することが法律の生命である。事実上或いは泥濘するものがない、人を殺すものがあり得ない、だからこゝういふ法律を作らんでもいいのだといふ御議論と同じことになつてゐる。我々は人を殺すことを好まない。若し誤つて人を殺すような不心得の人間ができた場合においては、これを死刑若しくは無期、三年以上の懲役に処す、こゝういふふうに規定しておることが法律の理想である。よつて以てすべ

ての我々の行為の規範というものを示している。況んやこうした国家の権力に基くところの行政規定というものに對しましては、当然これに對しますところの規律、規範というものを明確にする必要が私はあると思うんです。國民はそれに立つて生活をするんですから。それが如何にも運用される、こういうありかたは好ましくないと思ひます。又殊にこの法律の持つところの、只今御答弁中にもありましたごとく、公安委員会に諮問いたしました、聞いて意見を求めてやるのだから、万々そういうことはあり得ないという仰せでありますけれども、今朝からも申し上げたごとく、この公安委員会が即總理大臣の懷刀だ、總理大臣の意思をかりる人だ、意思をきめる人と聞く人と一緒だということは、その点において、この運用というものがすでに根本的に成り立たないと私は思うのです。これはですね。法務總裁が内閣の法律の最高顧問としての地位を保たれる以上は、十分私は、この点は御研究を煩わしいと思ひます。又地方制度の委員会諸氏においても、この点は根本的に考え下さいますして、お互いに政党政派を超越して、十分御研究を煩わしいと思ひます。あえて私は、本法案に對して反對とかどうとかいうことを申し上げるのではなく、法律的にこれを一べついたしましたして、今朝ほどから指摘いたしましたような点において相當疑義がある。この疑義は、少くともこの法律を改正される場合において、解決しておいて頂きたい。その解決の方法は、皆さまのお考えによつて、どういふふうにご御解決なさろうと、これは当委員会におけるところの

お考えによることは当然でありましたよ、うから、どういふふうにご御解決しうと、私はここでござりまする指示するわけではございません。少くとも、今朝ほど指摘いたしましたごとく、疑義は十分考えられる。況んや殊に公安維持や、いわゆる治安維持との基本的なこの解釈というものが、この法律の解釈の根本をなすものであるから、これを先ず明確にして頂いて、その上に立つて、この法案の審議を一つ煩わしめて、どうか万全を期して頂きたいことを委員諸氏にお願いをしまして、私の質問を終りたいと思ひます。

○委員長(西郷吉之助君) それでは、今日は警察法はこの程度にいたしました、公職選挙法の修正案について協議をいたしたいと思ひます。

○吉川末次郎君 議事の進行に關連してであります、過般或いは委員長との私的会談であつたかも知れませんが、或いは公式の委員会で申上げたのか、私はその点はずきり記憶をしておらないのであります、ともかくも委員長に對して、目下公職選挙法の改正につきましては、非常に新聞紙上、政治問題化して、当事者からいろいろ本法案に對して働きかけもあつたので、知事その他の公務員の立候補制限に關する問題であります。その問題については、憲法との關係がいろいろ論議の対象になつておられますので、憲法專攻の専門家を数名参考人として至急この委員会に呼んで、意見を我々が聞く機会を作つて頂きたいということが第一点、それから第二点は、そうした今の問題につきまして、法律上同様の事例を規定いたしておるところのものがほかにあるかどうか。あるならば、それを一資料として提出してもらいたい。例へば裁判官がその任地において、弁護士を開業するのについては、何年かのやはりそれについての制約があるというようなことも、私はよく、非常に忙がしいものでありますから、調べてありませんが、そういうことも多少了知いたしておる次第でありますから……。一例を挙げますならば、今のような裁判官の弁護士の開業に關するところの法律上の制限等の問題と同様な事例がほかにありますならば、それをすべて提出して、そうして我々の資料として提出して頂きたいというのを曾つて委員長にもお願い申上げた次第でありますから、右の二つのことを、我々の審議上必要であると思ひますので、至急そのようにお取運びが願ひたいということでありました。

○委員長(西郷吉之助君) 承知いたしました。

ちよつと休憩いたします。

午後三時五十二分休憩

午後四時二十四分開会

○委員長(西郷吉之助君) では委員会を再開いたします。今日はこの程度で散会いたします。

午後四時二十五分散会

昭和二十七年十月十五日印刷

昭和二十七年十月十六日発行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局